

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立若松高等学校
課程又は教育部門	定時制

19

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

ここでいう「いじめ」の定義は以下の通りである。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「いじめ防止対策推進法第2条」

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるため、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。また、被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることから、いじめから一人でも多くの子供を救うために、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との認識のもと、未然防止のため以下の取組を行う。

- ・「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとし、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、「自己有用感」が与えられる学校づくりを目指す。
- ・日頃の授業や学校行事、校門挨拶指導等を通して、生徒同士や教職員との信頼関係を築くなかで、「いじめを許さない」「いじめを見抜く」態度を育てる。
- ・わかる授業づくりのための授業改善を行い、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。毎月定期的に情報交換会を実施し、教職員が生徒に関する情報を共有し、全教職員で問題解決に取り組めるよう、組織的・継続的な指導体制を築く。
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、教師用「チェックポイント」を活用し、日頃から全職員が自らのいじめを見逃さない意識と感性を高める。

- ・スクールカウンセラーや訪問相談員を活用したカウンセリング機能の強化を図り、関係諸機関と連携しながら、必要に応じて助言や支援を行う。
- ・部活動顧問は、いじめのない環境での部活動を実施するために、機会を捉え、部室の使用方法や部内の人間関係をよりよく形成できるような活動の内容及び方法について、部活動に参加する生徒に対して指導を行う。
- ・学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や県教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- ・教職員は、県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用に努める。
- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた研修を実施することにより、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について研修を行い、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1） 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員で認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的ないじめアンケートの実施や、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることで、いじめの実態把握や早期発見に常に取り組んで行く。

（2） いじめの早期発見のための措置

- ・生徒と教員間で行われる日常会話や、定期的実施する個人面談週間をとおして、教職員と生徒とのコミュニケーションを図るとともに、いつでも生徒が相談できる教育相談体制を整える。
- ・毎月、生活アンケートを実施(学期に1度は無記名によるアンケートを実施)し、「いじめ」や「悩み」についての相談を通していじめの積極的な認知に取り組む。
- ・家庭用チェックシートを配布し、家庭で感じた生徒の変化を把握するなど、保護者の協力もお願いする。
- ・教職員による生徒の職場訪問を定期的に行い、職場での様子を確認することで生徒の些細な変化を見逃さないようにする。また、職場の方にも協力をお願いして情報提供をいただき、積極的な声掛けを行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1） 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式

的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。いじめ事案に対しては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織である「若高いじめ対策・解決委員会」により判断するものとする。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行うとともに、インターネットや SNS 上、見えない所でいじめの被害が発生している場合や、いじめを受けていることを表出できない生徒がいる可能性も考慮するなど、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に報告し、直ちに非常勤講師等を含めた職員全体で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。(この場合、いじめの疑いのある事案であっても、それを把握した段階で校長が県教育委員会へ第一報を行う。)

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で事実の詳細を確認し、また、いじめたとされる生徒に対しても事情を確認し、組織的な対応によりいじめの解消を目指す。事案によっては関係機関との連携を図るなどし、十分なアフターケアを行うことで、PTSD等のいじめによる後遺症のケアを行う。

部活動においていじめを発見または通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。非常勤講師、部活動指導員等が部活動の指導を開始する際も、事前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

その日のうちに迅速に家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、スクールカウンセラーや教員経験者などその他関係者(専門家等)からカウンセリングの協力を得る。さらに、必要に応じて被害生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携して指導を行う。必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせるための指導を組織的に行うとともに、その再発を防止するための措置をとる。

また、事実関係を聴取後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上への不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

パスワード付きサイトやSNS、メールやLINEを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「若高いじめ対策・解決委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかをいじめアンケートや面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1） 重大事態の発生と調査

① 重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は県知事へ事態発生について報告する。

② 事実関係を明確にするために調査を実施する。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取しいじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（2） 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等、今後の同種の事態の防止策を含め、その他必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報や保護者所見等の取扱いについて十分配慮し、適切に提供する。

また学校は、重大事態の調査結果について、県教育委員会を通じて福岡県知事へ報告を行う。なお、調査結果には、今後の同種の事態の防止策と上記保護者の調査結果に対する所見も含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 若高いじめ対策・解決委員会

組織の構成は、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、就学支援担当教諭、学年主任、学級担任とし、状況に応じてスクールカウンセラー、学校医、PTA役員等から適切な助言を受けることとする。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関しては、校長を中心とした「組織」で迅速に対応する。
- ・この組織は、「いじめの相談・通報」の窓口となり、いじめの情報や事実関係の聴取を行い、「いじめ問題」に対する指導や支援の中核としての役割を果たす。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・重大事態が発生した場合、重大事態に対処するため、また、同種の事態の発生を防止するため、教育委員会に報告すると同時に「若高いじめ対策・解決委員会」を中核とした組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・この調査は、重大事態に至るいじめの要因について事実関係を可能な限り明確にすることで客観的な事実関係を調査するものとする。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の学校評価項目は以下の通りとする。

(1) 具体的目標

- ・生徒の問題行動を見逃すことなく、時機をとらえ組織的な指導を行う。
- ・「いじめアンケート」を毎月実施し、その結果から生徒の状況把握に努める。
- ・いじめのない学校・一人ひとりの人権が守られる学校づくりを行う。
- ・教職員間で常に情報共有や連携を図りながら、教職員がいじめを見抜く力をつける。

(2) 取組に対する評価

学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検・評価し、必要に応じて適宜見直しを図る。